

(平成26年8月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私は、昭和45年4月にA区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時の国民年金保険料については、B区役所で3か月分の納付書により納付していた。私は、加入手続を行って以降、昭和58年5月に国民年金の任意加入被保険者資格の喪失手続を行うまで、保険料を納付しなかったことは無い。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月に国民年金に加入して以降、58年5月に国民年金の任意加入被保険者資格の喪失手続を行うまで、国民年金保険料を納付しなかったことは無いと主張しているところ、申立期間直前の49年10月から50年3月までの期間について、申立人が所持していた「国民年金保険料領収書」により、平成26年4月15日付けで納付済期間として記録訂正されていることが確認できることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人の特殊台帳では未納となっているが、申立人が当該期間直後に転居したC区の昭和50年度の「国民年金自主納付者収滞納一覧表」の「収納状況」欄の当該期間については、転居前の他市区町村で保険料を納付していたことを示す符号が印字されていることが確認できる。

さらに、申立期間直前の国民年金保険料については、前述の領収書から、申立期間直後の保険料については、申立人の特殊台帳から、それぞれ現年度

納付されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳により、国民年金に加入後、5回にわたる転居に伴う住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、申立人は年金制度を理解し、かつ保険料の納付意識も高いと認められ、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から43年9月まで

私は、結婚した昭和42年12月に、氏名及び住所の変更を市役所の支所に届け出たところ、同支所の職員から、結婚により国民年金の強制加入被保険者資格が終了すること、及び任意で被保険者資格を継続できることを聞き、任意加入の手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、結婚して転居した住所地で、定期的に来ていた集金人に現金で納付し、年金手帳に検認印を押してもらい、その後の昭和43年10月に任意加入をやめる手続をした。

申立期間が国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の支所の職員から、結婚後も任意で被保険者資格を継続できることを聞き、昭和42年12月に任意加入手続を行ったと主張しているところ、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳には、同年12月13日に国民年金強制加入被保険者資格を喪失していることが記載されているものの、同日付けで氏名、住所の変更を行っていることが当該手帳で確認でき、申立期間の国民年金保険料については、当該手帳の印紙検認欄に押印された検認印、国民年金被保険者名簿の納付日の記録並びに特殊台帳の納付日の記録及び納付印により、現年度納付されていたことが確認できる上、平成22年6月に還付決定されるまで、当該期間の保険料が還付された記録は、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿において見当たらない。

また、申立人は、国民年金の任意加入の手続を行った経緯について具体的に述べており、当時の取扱いからみても矛盾は無いことから、申立人の主張に不合理な点は見られない。

さに、上記年金手帳では、前述の被保険者資格の喪失日が婚姻（昭和 42 年 12 月 \* 日）前の昭和 42 年 1 月 21 日に訂正されたことが確認でき、当該資格喪失日は特殊台帳の記録と一致しているところ、申立期間の直前の同年 1 月から同年 11 月までの期間は未加入期間とされていたが、オンライン記録では、平成 22 年 5 月 13 日に、同喪失日を婚姻日に再度訂正し、当該期間が国民年金保険料納付済期間に記録訂正されていることが確認できる上、昭和 42 年 1 月 21 日の喪失日については、市の国民年金被保険者名簿に記録訂正された形跡は見当たらず、特殊台帳の記録と相違しているほか、当該名簿では申立人の性別も誤記されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

加えて、前述のとおり、申立期間の国民年金保険料は納付されていたことが確認できること、及び被保険者資格の喪失日に係る行政側の記録管理の不備がうかがわれることを踏まえれば、申立人は、その主張のとおり、昭和 42 年 12 月に国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、平成9年2月16日から18年7月15日まで、A社に勤務していた。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB健康保険組合が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び申立人が所持している預金通帳の記録から、申立人は、申立期間において、賞与が支給されていたことが確認できる。

また、上記の標準賞与決定通知書により確認できる賞与支給額から預金通帳により確認できる賞与振込額を控除した金額は、賞与支給額に見合う所得税及び社会保険料等の金額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書及び預金通帳の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、17万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を行ったと述べていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年12月10日、17年6月24日及び同年12月9日について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年12月10日は4万6,000円、17年6月24日は3万5,000円、同年12月9日は4万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年6月24日  
④ 平成17年12月9日

年金記録によると、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた申立期間①及び②並びにC事業所（現在は、B事業所）に勤務していた申立期間③及び④について、年末手当及び夏期手当が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間の賞与に係る給料支払明細書を提出するので、調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持するA事業所における当該期間の賞与に係る給料支払明細書において、厚生年金保険料控除欄に金額の記載は無いものの、介護保険料控除欄に金額の記載がある。このことについて、現在の事業主は、申立人は、当時、介護保険の被保険者ではないことから、厚生年金保険料と介護保険料の記入欄を間違えて記載したものと思う旨回

答している。

また、申立期間③及び④について、申立人が所持するC事業所における当該期間の賞与に係る給料支払明細書から、申立人は、当該期間において、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されている旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から④までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は4万6,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は4万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人が所持するA事業所における賞与に係る給料支払明細書では、当該期間に係る賞与が支払われていたことは確認できるが、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9006

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで  
私は、昭和32年7月20日にC社に入社した後、A社に異動となり、36年4月14日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に勤務した同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和35年6月）からA社における資格取得時（昭和35年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保

除料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立期間においても勤務していたと認められる同僚が10人以上いることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9007

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月31日から同年11月1日まで  
私は、昭和39年4月から42年10月31日までA社に勤務し、同年11月1日付けで、C社（現在は、D社）E工場に転籍し継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D社が保管する従業員台帳（発令情報）及び申立人と同日に転籍した複数の同僚の供述から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和42年11月1日に、A社からC社E工場に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の昭和42年10月1日の定時決定の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が保管されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するこ

とは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9008

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで  
私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和48年10月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年9月の随時改定の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9009

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで  
私は、昭和34年2月11日にC社に入社した後、A社に異動となり、47年12月25日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に勤務した同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和35年6月）からA社における資格取得時（昭和35年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保

除料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立期間においても勤務していたと認められる同僚が10人以上いることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9010

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年10月1日まで  
私は、昭和60年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和60年10月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年8月の社会保険事務所（当時）の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和60年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、大学卒業後に両親から、私の国民年金への加入手続は、母親が、平成3年4月にA区役所で行ったと聞いた。

申立期間の国民年金保険料については、母親が1年分をまとめて両親の保険料と一緒に金融機関で納付していたはずだと父親から聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を申立人の母親が平成3年4月にA区役所で行ってくれたと述べているが、自身の国民年金の加入手続について直接関与しておらず、i) 申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたとする母親は、既に他界しており、証言を得られないこと、ii) 申立人は、申立期間当時、B市に居住していたことが申立人の戸籍の附票により確認でき、制度上、A区で当該手続は行えないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、母親が1年分をまとめて納付していたはずだと述べているが、オンライン記録では、申立人の父親及び母親の当該期間の保険料は前納により納付されていることが確認できるものの、i) 保険料を納付してくれたとする母親は既に他界しており、証言を得られないこと、ii) 父親も保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等についての記憶が明確でないことから、申立人の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間以外にも未納期間が散見されることが、オンライン記録により確認できる上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告

書等) が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9011

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 2 日から 56 年 4 月頃まで

私は、申立期間にA県B市にあった事業所に季節労働者として勤務していた。確かではないが、名称はC社又はD社であったと思う。厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査をして、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A県B市において、申立人が記憶するC社及びD社という名称の適用事業所は無いことが確認できる。

また、A県B市に所在し、申立人が記憶する事業所名と類似するE社に照会したところ、同社は、「当社では、申立期間当時の人事資料が保存されているが、当該資料の中に申立人の記録が無いことから、申立人は当社に勤務しておらず、申立人が記憶する事業内容も営んでいなかった。」と回答している。

一方、A県B市に所在し、申立人が記憶する事業内容を営むF社に照会したところ、同社は、「申立人の名前に聞き覚えがある。」と回答していることから、申立人が申立期間において勤務していたとする事業所は同社であったと考えられる。

しかしながら、F社の事業主は、「当社では、申立期間当時、季節労働者を雇い入れた記憶はあるが、季節労働者を厚生年金保険等に参加させていなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと思う。」と回答している。

また、申立期間当時にF社において厚生年金保険の被保険者であった者

に照会を行ったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人のF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和47年3月から57年12月まで国民年金の被保険者期間となっており、申立期間を含む53年10月から57年12月までの保険料は法定免除となっていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9012

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 20 日から 47 年 11 月 16 日まで  
② 昭和 48 年 5 月 21 日から同年 8 月 20 日まで

私は、申立期間①に、A社においてB職として勤務していた。また、同社を退職してすぐに、C社（現在は、D社）に入社し、昭和 58 年 11 月 20 日に退職するまで継続してB職として勤務していたが、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社が提出した社会保険関係記録簿によると、申立人は雇用保険にのみ加入しており、厚生年金保険に加入していた形跡は無い。

また、A社は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金においても申立人の申立期間①に係る被保険者記録は無く、同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A社の複数の元同僚に照会を行ったが、厚生年金保険料の控除についての情報を得ることができず、確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が、当該期間においてC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和47年11月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48年5月21日に同資格を喪失した後、同年8月20日に同資格を再度取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、C社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、再度同資格を取得している被保険者が複数確認できるところ、これらの者の中には厚生年金保険の被保険者期間となっていない期間においても雇用保険の被保険者記録が継続している者も存在する。

さらに、C社の複数の元同僚に照会を行ったが、厚生年金保険料の控除についての情報を得ることができず、確認することができない。

加えて、C社は、申立人の厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

このほか、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9013

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

私の年金記録を確認したところ、派遣社員として、A社に勤務していた期間である平成 15 年 12 月に支給された賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の賞与に係る記録が無いと申し立てしているところ、A社は、「派遣社員には賞与は支給していない。」と回答している。

また、金融機関から提出された申立人に係る普通預金取引一覧表を確認したところ、給与の振込は確認できるが、申立期間の賞与の振込は無い。

さらに、A社は、申立人に係る雇用契約の詳細、賃金台帳及び厚生年金保険料の控除に関する資料等は、同社の文書管理規定の保管期限を経過しているため破棄しており確認できないと回答しており、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。